

令和6年第1回神奈川県議会定例会議案

(令和5年度 条例その他 その2)

目 次

番 号	件 名	ページ
定 県 第 173 号 議 案	建設事業に対する市町負担金について	1

建設事業に対する市町負担金について

県で実施する建設事業に要する経費の一部を、次の範囲内においてそれぞれ負担させるものとする。
既定の負担額を変更するもの

事業名	市町名	既定額	変更額
農村振興総合整備事業	綾瀬市	1,250 ^{千円}	4,952 ^{千円}
農地保全事業	小田原市	1,475	4,725
湛水防除事業	小田原市	10,347	28,746
〃	大井町	827	2,298
相模川流域下水道事業	相模原市	239,869	294,350
〃	平塚市	106,747	130,999
〃	藤沢市	7,291	8,951
〃	茅ヶ崎市	82,169	100,828
〃	厚木市	106,697	130,949
〃	伊勢原市	16,209	19,894
〃	海老名市	57,430	70,478
〃	座間市	41,564	51,010
〃	綾瀬市	11,393	13,983
〃	寒川町	27,351	33,576
〃	大磯町	10,793	13,249
〃	愛川町	23,044	28,290
酒匂川流域下水道事業	小田原市	87,242	112,188
〃	秦野市	1,339	1,722
〃	南足柄市	22,744	29,333
〃	二宮町	6,180	7,953
〃	中井町	4,538	5,848
〃	大井町	5,038	6,467
〃	松田町	2,941	3,783
〃	山北町	5,514	7,088
〃	開成町	10,236	13,201
〃	箱根町	294,130	294,853

令和6年2月13日提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

(提案理由)

県が行う建設事業で市町を利するものについて、その受益の限度においてそれぞれ経費の一部を負担させるため、土地改良法第91条第6項及び下水道法第31条の2第2項の規定により提案するものがあります。